

令和元年度第2回（第46回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和元年7月3日（水） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕(欠席), 宮本 和之, 門伝 明子, 増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	0/3 件	審査対象： 平成30年度第4四半期
一般競争方式（上記以外）	2/58 件	
指名競争方式	0/3 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/8 件	
公募に基づく随意契約方式	0 件	
その他の随意契約方式	6/44 件	
合計	116 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より、「平成30年度外務省調達改善計画」の年度末自己評価の概要報告を行い、委員より了解を得られた。	

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約(総括表) (特段の意見等なし)</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 (特段の意見なし)</p> <p>3. 再度入札における一位不働状況 (特段の意見なし)</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 (特段の意見なし)</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②-49 「オフィスサポート・チームの什器」の購入</p> <p>○障がい者職員のための什器と、一般職員の什器との違いはあるのか。また、購入する什器について、実際に採用する者の障害の特性を考慮しているのか。</p> <p>○一者応札となった理由、及び当該事業者が応札できた理由について。</p> <p>○耐用年数は何年か。</p> <p>②-54 「経済外交強化のための広報資料」の購入</p> <p>○書籍はとても良い本であるが、価格が高めである。</p>	<p>●障がい者を有する職員の特性等を考慮し、車いす使用者のための昇降機能付きデスク等を調達している。なお、採用スケジュール上、調達時にはまだ職員は確定していなかったため、想定で購入している。</p> <p>●公告期間については、通常の手続きに則り10日間設けて入札を実施したが、履行期限が短いと判断され、一者応札にとどまった可能性はある。他方、入札に先立ち事業者を確認した際には、購入希望の什器は既製品のため、履行期限まで1か月間あれば一般的に対応可能であるとの回答を受け入札を行ったが、結果として、一者応札となったもの。なお、入札に参加しなかった理由につき確認したところ、年度末の業務多忙を理由に応札を見送ったとの回答があった。</p> <p>●一般的に、椅子等の什器の耐用年数は8年～10年であるが、実際には耐用年数の倍近く使用しているものもあり、一概には言えない。</p> <p>●一者応札ではあるが、他者からも見積書を手入</p>

委 員	外 務 省
<p>一者応札となっていることを考えると、この価格が妥当なのか。</p> <p>④-6 「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」業務委嘱</p> <p>○一者応札で同じ者の落札が続いたとのことであるが、他者の参入が困難な事業なのか。</p> <p>○自治体によりレセプションの内容は異なるのか。</p> <p>④-8 「ジャパン・ハウスのKPI成果分析等」業務委嘱</p> <p>○ジャパン・ハウスの運営は受託事業者がそれぞれ異なるが、KPIの設定等はどのように行っているのか。また、それぞれの受託者はKPI評価分析をしないのか。</p> <p>○一者応札となった理由について。</p> <p>○3都市の特徴をどのように分析しているのか。同社はサンパウロやロサンゼルスについても知見はあるのか。</p>	<p>できている。不参加理由につき確認したところ、納期との関係で見合わせたとの回答であった。なお、本書籍の価格は、販売冊数等の見込みを分析した結果と思われる。</p> <p>●直近の3回は3ヶ月連続で月1回のレセプション開催であったため、応札業者の企画準備期間の不足が理由のひとつと考えられる。入札に参加しなかった事業者を確認したところ、公示の時点で共催自治体が決まっていなかったことや、提示の金額の問題が挙げられた。また、本事業について承知していなかった事業者もあったため、今後、より多くの事業者に声かけを行っていきたい。</p> <p>●自治体によりPRしたい内容が異なる。</p> <p>●KPIの数値設定は、各受託事業者からの提案に基づき、当室にて内容確認の上、承認している。各受託事業者が収集したKPIデータを、知見を有する専門業者に客観的に分析・検証・評価させることで、より戦略的な事業実施につなげていくことが出来る。</p> <p>●可能な限り長期間のKPI実績データに基づいて分析・検証を行うことができるよう調達時期を設定したことにより、成果物作成期間が1か月程度となったこともあり、入札参加事業者が一者となったと考えられる。</p> <p>●本件受託業者は英国文化施設のKPI成果分析等の経験や知見を有しており、3拠点共通の評価、また、ジャパン・ハウス ロンドンに限らず3拠点全てのKPI分析や提案等について知見・専門性があると判断した。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-23 『『外国公館等情報システム』のプログラム改修(同性パートナー)』業務委嘱</p> <p>○本プログラム改修は、本システムを開発した事業者でなければ困難なのか。また、開発後のアフターサービスとして改修する等の交渉の余地はないのか。</p> <p>○システム改修における価格の適正性はどの様に図ったのか。</p> <p>⑥-43 『『ABE イニシアチブ』広報資料の作成』業務委嘱 (意見なし)</p> <p>⑥-30 『『2019年 G20 開発作業部会会合』にかかる会合運営』業務委嘱</p> <p>○応札者がいなかったことから随意契約としたとのことであるが、応札者がいなかった理由について。</p> <p>⑥-29 「G20気候持続可能作業部会他フォローアップ動画制作」業務委嘱</p> <p>○複数のクリエイターを使用しているのか。</p> <p>○事業者の選定基準について。</p> <p>○クリエイターの価格設定について</p>	<p>●然り。システムの改修は労力を伴うため、アフターサービスでの対応の可否については、内容によるものと考えている。</p> <p>●CIO補佐官に相談し、相場と比べても適正との回答を得た。</p> <p>●説明会には2者の参加があったが、一者については、担当者が当日に行っていた他のイベントに急遽対応することになり、代理者の手続きが間に合わず参加が困難であったことに加え、直近に参加した同種の入札において入札価格に差があったため、入札を見合わせたとのことであった。また、他者については、書類の提出が間に合わず、参加を見合わせたとのことであった。</p> <p>●発信したいメッセージを踏まえ、事業者が選定した3組のクリエイターに依頼した。</p> <p>●日本でのYoutubeのチャンネル登録者数の上位のうち、今回の趣旨に沿ったクリエイターが多く所属する事業者に依頼することとした。</p> <p>●事業者が設定しているため承知していないが、チャンネル登録者数やクリエイターの人数によるものと思われる。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥-34 「領事業務情報システム(統合プラットフォーム・リブレース)(仮想開発基盤の設計・構築)」業務委嘱</p> <p>○システム改修の随意契約理由について。</p> <p>○見積書の単価及び開発環境仮想化基盤利用料について。</p> <p>⑥-1 「領事業務情報システム(査証事務支援システムの改修(次世代査証発給・渡航認証管理システム対応)」業務委嘱</p> <p>○本件改修はどれくらいかかる予定か。また全体の計画はどのようになっているか。</p> <p>○随意契約とした理由について。</p>	<p>●本システムは個人情報扱うシステムの基盤であり、情報セキュリティ対策やシステム改修作業に対する責任の所在、システムの安定稼働等を最優先に考慮した結果、随意契約を締結することがもっとも適切かつ合理的であると判断した。</p> <p>●受託業者のSE単価については、コンピュータの開発や運用についてとりまとめをしている事業者が公表した単価を参考としており、技術者の単価は、職種・役割に応じて異なる。また、開発環境仮想化基盤利用料については、受託事業者の開発基盤を用いて設計・構築作業を実施するため、当該基盤の利用料である。</p> <p>●本システムは来年度から運用を開始する予定のため、今年度末までに改修が終わる予定である。</p> <p>●当省独自仕様で開発したシステムであり、秘匿性の高いもののため随意契約を締結することが適切かつ合理的であると判断した。なお、システムの改修であっても、競争に付すことをまずは第一に考えており、競争に付すことができると判断される部分は今後も行っていく。</p>